

<p style="text-align: center;"><b>岡山県公報</b></p>		<p style="text-align: center;">発行 岡山県</p>			
<p>○ 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 岡山県財務規則の一部を改正する規則 (以上県例規集登載)</p> <p>○ 岡山県災害報告規則の一部を改正する規則</p> <p style="text-align: center;"><b>【合同規則】</b> (県例規集登載)</p> <p>○ 道路監理員等の任命に関する訓令の一部 改正 (県例規集登載)</p> <p style="text-align: center;"><b>【合同訓令】</b> (県例規集登載)</p> <p>○ 岡山県土地利用調整会議設置規程の一部 改正 (県例規集登載)</p> <p style="text-align: center;"><b>【告示】</b> (県例規集登載)</p> <p>○ 港湾施設における制限区域の設定等の一部 改正 (県例規集登載)</p>	<p>行政改革推進室</p> <p>会計課</p> <p>危機管理課</p> <p>監理課</p> <p>県民生活交通課</p> <p>港湾課</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>担当課(室)</p>		
<p style="text-align: center;"><b>目次</b></p>		<p style="text-align: center;"><b>【人事委員会】</b></p> <p>○ 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (以上県例規集登載)</p>		<p>人事委員会</p>	<p>担当課(室)</p>

◎岡山県規則第二十七号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条の表中「電算管理班」を「電算管理班 電算開発班」に、「土地利用対策班 総務班」を「総務班」に、「立地支援班」を「開発推進班」に改める。

第十六条の二第一項第八号中「の整備」を、「総合防災情報システム等の整備」に改め、同項に次の一号を加える。

十二 国土強靱化に関する施策の総合調整に関する事。

第十六条の二第二項第一号中「岡山県東日本大震災支援対策本部」を「岡山県東日本大震災総合対策本部」に改める。

第十六条の六に次の二号を加える。

九 総合教育会議に関する事。

十 東京事務所に関する事。

第十七条第十六号中「東京事務所及び」を削る。

第二十四条中第八号から第十四号までを削り、第十五号を第八号とし、第十六号を第九号とし、第十七号及び第十八号を削り、第十九号を第十号とする。

第二十五条第九号中「地域再生推進」を「地域再生」に改め、同条に次の九号を加える。

十二 国土利用計画及び土地利用基本計画に関する事。

十三 土地利用の調整に関する事。

十四 土地取引の規制及び遊休土地に関する事。

十五 基準地の標準価格及び標準地の公示価格に関する事。

十六 開発行為の規制に関する事（他課の分掌に属するものを除く）。

十七 国土調査に関する事。

十八 水資源対策の総合調整に関する事。

十九 国土利用計画審議会及び土地利用審査会に関する事。

二十 土地開発審査会及び土地利用調整会議に関する事。

第二十五条の五第三号中「電子計算処理に関する総合的企画立案及び連絡調整」を「岡山情報ハイウェイ」に改め、同条第四号中「電子計算組織の適用事務の開発研究」を「情報システム及び情報セキュリティに関する企画立案、連絡調整、啓発及び指導」に改め、「(他課の分掌に属するものを除く。)」を削り、同条第五号中「電子計算業務の」を「全庁で利用する情報システムの整備、管理及び」に改め、同条第六号中「電子計算組織に関する啓発及び指導」を「社会保障・税番号制度に関する総合調整」に改める。

第二十五条の六中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十五条の八中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 ユニバーサルデザイン施策の総合調整に関する事。

第二十八条第十一号中「療養病床転換支援」を「医療療養病床転換支援」に改め、同条第十二号中「地域ケア体制整備構想」を「がん対策」に改める。

第三十一条第十四号中「小児慢性特定疾患」を「小児慢性特定疾病」に改める。

第四十条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十四条第二項第二号中「情報発信」を「情報の収集及び発信、販路の開拓等」に改める。

第五十二条第十号中「森林国営保険」を「森林保険」に改める。

第五十七条第五号中「第十一項第十三号」を「第十二項第十三号」に改め、同条中第十四号を第十五号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 道路、河川その他公共土木施設(以下「公共土木施設」という。)の災害復旧事業に関する事。

第六十一条中第十八号を第二十号とし、第十七号の次に次の二号を加える。

十八 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の施行に関する事(住宅課の分掌に属するものを除く。)

十九 空家等対策の推進に関する総合調整に関する事。

第六十五条の二を削り、第六十七条の二を第六十七条の三とし、第六十七条の次に次の一号を加える。

(知事室長)

第六十七条の二 総合政策局に、知事室長を置く。

2 知事室長は、上司の命を受け、秘書、公聴及び広報に関する事務を掌理する。

第六十八条の六を第六十八条の七とし、第六十八条の五を第六十八条の六とし、第六十八条の四の次に次の一条を加える。

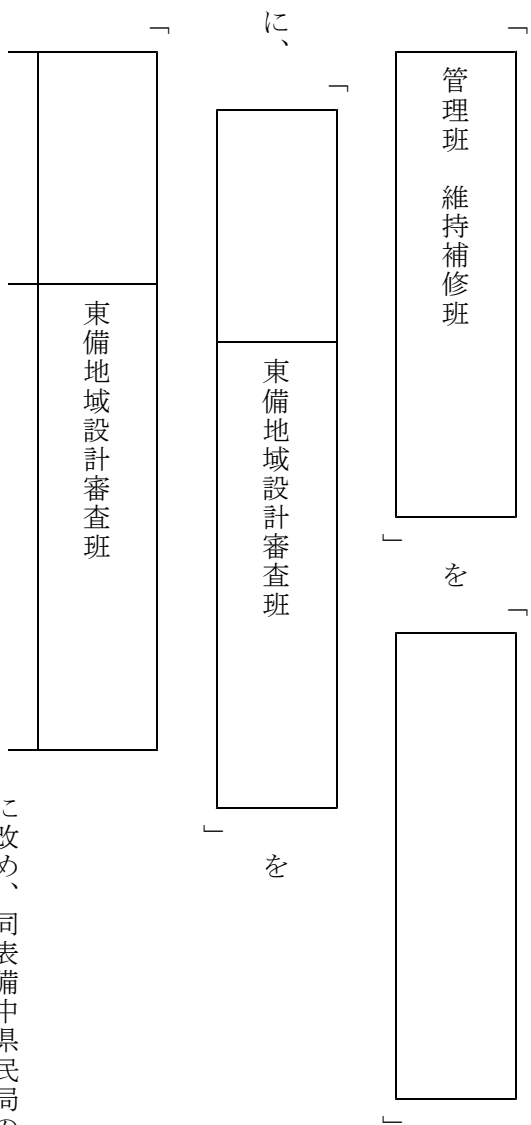
(産業戦略監)

第六十八条の五 産業労働部に、産業戦略監を置く。

2 産業戦略監は、上司の命を受け、企業誘致及び観光振興の施策の総括等地域産業の活性化に関する事務を掌理する。

第二百二十六条の表岡山県国土利用計画審議会の項、岡山県土地利用審査会の項及び岡山県土地開発審査会の項中「県民生活交通課」を「中山間・地域振興課」に改め、同表岡山県自然環境保全審議会の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同表岡山県薬事審議会の項中「調査審議」の下に「並びに岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成二十七年岡山県条例第十七号)に基づく調査審議」を加える。

第三百三十条の表備前県民局の項中「課税第一班 課税第二班」を「間税課税班 自動車課税班」に、「岡山農業普及指導センター」を「備前広域農業普及指導センター」に、「経営・担い手班 産地指導第一班 産地指導第二班 産地指導第三班 産地指導第四班」を「革新農業推進班 担い手・農産班 園芸第一班 園芸第二班」に、「経営・担い手班 産地指導第一班 産地指導第二班」を「担い手・農産班 園芸班」に、「東備地域維持管理課」を「東備地域管理課」に、



に改め、同表備前県民局の

平成27年3月31日 岡山県公報 号外

東備地域維持補 修課
---------------

項中「課税第一班 課税第二班」を「個人・間税課税班  
自動車課税班」に、

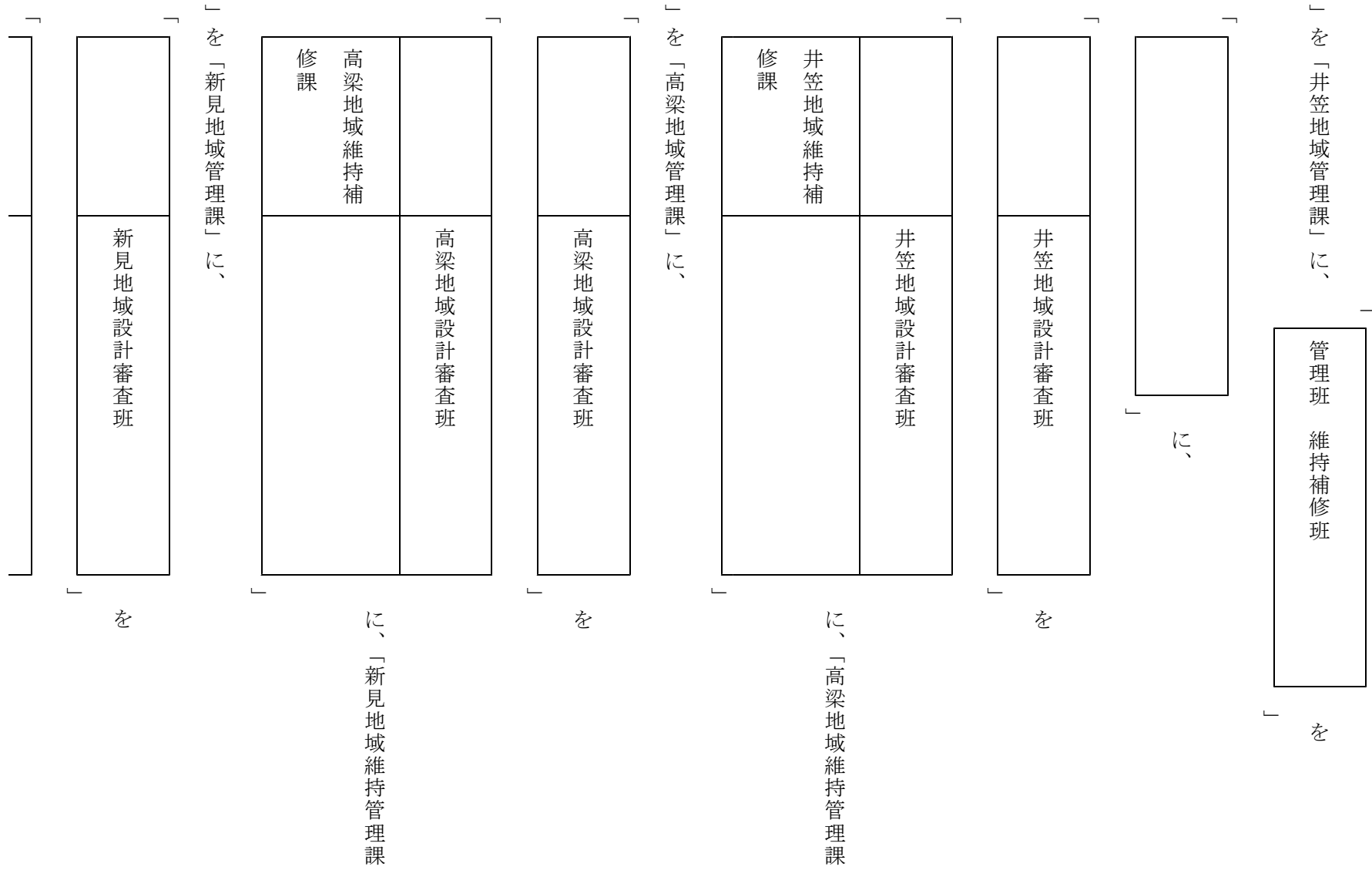
倉敷農業普及指 導センター	経営・担い手班 産地指導第一班 産地指導第二班
井笠農業普及指 導センター	経営・担い手班 産地指導第一班 産地指導第二班
高粱農業普及指 導センター	経営・担い手班 産地指導班
新見農業普及指 導センター	経営・担い手班 産地指導班

備南広域農業普 及指導センター	革新農業推進班 担い手・農産班 園芸班
井笠農業普及指 導センター	担い手・農産班 園芸班
備北広域農業普 及指導センター	革新農業推進班 担い手・農産班 園芸班
新見農業普及指 導センター	担い手・農産班 園芸班

を

に、「井笠地域維持管理課

平成27年3月31日 岡山県公報 号外



勝英地域設計審査班
-----------

勝英地域設計審査班
-----------

「を「勝英地域管理課」に、

真庭地域維持補修課	真庭地域設計審査班
-----------	-----------

真庭地域設計審査班
-----------

--

に、

地域管理課」に、 管理班 維持補修班
--------------------------

項中「津山農業普及指導センター」を「美作広域農業普及指導センター」に、「経営・担い手班 産地指導第一班 産地指導第二班 産地指導第三班」を「革新農業推進班 担い手・農産班 園芸第一班 園芸第二班」に、「経営・担い手班 産地指導第一班 産地指導第二班」を「担い手・農産班 園芸班」に、「真庭地域維持管理課」を「真庭

新見地域維持補修課	新見地域設計審査班
-----------	-----------

に改め、同表美作県民局の

を

に、「勝英地域維持管理課

を

を

勝英地域維持補修課

に改める。

第三百三十七条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第三百三十九条第二項中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 畜産に係る普及指導に関すること。

第三百三十九条第三項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 多面的機能支払に関すること。

第三百三十九条第七項第十号及び第九項第六号中「森林国営保険」を「森林保険」に改め、同条第十一項中「岡山農業普及指導センター」を「備前広域農業普及指導センター」に、「倉敷農業普及指導センター」を「備北広域農業普及指導センター」に、「津山農業普及指導センター」を「美作広域農業普及指導センター」に改め、同項第一号中「農業技術の改善に係る普及指導及び調査研究」を「農業経営及び農村生活の改善に係る科学的技術及び知識の普及指導」に改め、同項第二号中「の改善に係る普及指導及び調査研究」を「又は農村生活の改善に係る情報提供」に改め、同項第三号中「農村生活の改善に係る普及指導及び調査研究」を「新規就農を促進するための情報提供、相談等」に改め、同項中第五号及び第六号を削り、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法についての調査研究に関すること。

第三百三十九条第十一項中第七号を第六号とする。

第四百四十一条第一号中「道路、河川その他公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）を「公共土木施設」に改める。

第四百四十二条第一項第一号中「保全、」を削り、同条第三項中「道路の維持補修」を「公共土木施設の保全」に改め、同条第五項に次の二号を加える。

十六 都市計画事業の監督処分に関すること。

十七 その他土木工事に関すること。

第四百四十二条第七項中「東備地域維持管理課、井笠地域維持管理課、高梁地域維持管



理課、新見地域維持管理課、真庭地域維持管理課及び勝英地域維持管理課」を「東備地域管理課、井笠地域管理課、高梁地域管理課、新見地域管理課、真庭地域管理課及び勝英地域管理課」に、「地域維持管理課」を「地域管理課」に改め、「地域設計審査班」と総称する。)の下に「東備地域維持補修課、井笠地域維持補修課、高梁地域維持補修課、新見地域維持補修課及び勝英地域維持補修課(第十項において「地域維持補修課」と総称する。)」を加え、「第十項」を「第十一項」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、同項の表中「備前県民局建設部東備地域維持管理課」を「備前県民局建設部東備地域管理課」に、

備前県民局建設部東備地域設計  
審査班

を

備前県民局建設部東備地域設計 審査班	備前県民局建設部東備地域維持 補修課
-----------------------	-----------------------

に、

備中県民局建設部井笠地域設計  
審査班

を

備中県民局建設部井笠地域設計 審査班	備中県民局建設部井笠地域維持 補修課
-----------------------	-----------------------

に、

備中県民局建設部高梁地域設計  
審査班

を

備中県民局建設部高梁地域設計 審査班	備中県民局建設部高梁地域維持 補修課
-----------------------	-----------------------

に、

「備中県民局建設部高梁地域維持管理課」を「備中県民局建設部高梁地域管理課」に、

「備中県民局建設部新見地域維持管理課」を「備中県民局建設部新見地域管理課」に、

備中県民局建設部新見地域設計  
審査班

を

備中県民局建設部新見地域設計 審査班	備中県民局建設部新見地域維持 補修課
-----------------------	-----------------------

に、

「美作県民局建設部真庭地域維持管理課」を「美作県民局建設部真庭地域管理課」に、

美作県民局建設部真庭地域設計  
審査班

を

美作県民局建設部真庭地域設計 審査班	美作県民局建設部真庭地域維持 補修課
-----------------------	-----------------------

に、

「美作県民局建設部勝英地域維持管理課」を「美作県民局建設部勝英地域管理課」に、

美作県民局建設部勝英地域設計  
審査班

を

美作県民局建設部勝英地域設計 審査班	美作県民局建設部勝英地域維持 補修課
-----------------------	-----------------------

に改

め、同条第八項中「地域維持管理課」を「地域管理課」に改め、同項第一号中「保全、」を削り、同項第十三号を削り、同条中第十二項を第十三項とし、同条第十一項に次の号を加える。

十五 その他土木工事に関すること。

第四百四十二条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項の次に次の

一項を加える。

10 地域維持補修課においては、公共土木施設の保全に関する事務をつかさどる。

第百五十七条の六第十七号中「の移植」を削る。

第三百五条の七を第三百五条の八とし、第三百五条の六を第三百五条の七とし、第三百五条の五を第三百五条の六とし、第三百五条の四を第三百五条の五とし、第三百五条の三の次に次の一条を加える。

(センターの次長)

**第三百五条の四** 必要があるときは、県民局のセンターに、次長を置く。

2 次長は、所長を助け、所長に事故があるときは、その職務を代行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二百六条の表岡山県自然環境保全審議会の項の改正規定は、同年五月二十九日から施行する。

(関係規則の一部改正)

2 岡山県土地開発審査会規則(昭和四十八年岡山県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条中「県民生活部県民生活交通課」を「県民生活部中山間・地域振興課」に改める。

3 次に掲げる規則の規定中「東備地域維持管理課、井笠地域維持管理課、高梁地域維持管理課、新見地域維持管理課、真庭地域維持管理課及び勝英地域維持管理課」を「東備地域管理課、井笠地域管理課、高梁地域管理課、新見地域管理課、真庭地域管理課及び勝英地域管理課」に改める。

一 地すべり等防止法施行細則(平成十九年岡山県規則第三十八号)第九条ただし書

二 岡山県屋外広告物規則(昭和四十一年岡山県規則第二十七号)第二十五条ただし書

書

◎岡山県規則第二十八号

岡山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県財務規則の一部を改正する規則

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の次に次の一条を加える。

（指定代理納付者の指定の告示等）

第五十六条の二 知事は、法第二百三十一条の二第六項の規定による指定代理納付者の

指定をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

一 指定代理納付者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

二 指定代理納付者に納付させる歳入

三 指定代理納付者が交付し、又は付与する証券その他の物又は番号、記号その他の符号

四 指定の期間

2 前項第二号の歳入の納付に関する契約については、別に定める。

第九十一条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）第

二条第一項の規定により支弁する経費

第九十六条第七項及び第九十九条第二項中「第十五号」を「第十六号」に改める。

第三百十一条第一項中「百分の五」の下に「（インターネットを利用した一般競争入札により普通財産の売払いの契約を締結しようとする場合にあつては、予定価格の百分の十）」を加える。

第五十五条第一項中「契約金額」の下に「（インターネットを利用した一般競争入

札により締結する普通財産の売払いの契約にあつては、予定価格）」を加える。

別表第一知事直轄の組織関係の項の次に次のように加える。

総合政策局	東京事務所
関係	行政課長

# 平成27年3月31日 岡山県公報 号外

別表第一総務部関係の項を次のように改める。

総務部関係	記録資料館	総括副参事
-------	-------	-------

## 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎ 岡山県 規則第一号  
岡山県教育委員会

岡山県災害報告規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県教育委員会

岡山県災害報告規則の一部を改正する規則

岡山県災害報告規則

昭和三十年

岡山県

規則第二号

の一部を次のように

改正する。

別表中「県民局建設部地域維持管理課」を「県民局建設部地域管理課」に改める。

「県民局建設部長殿」を「県民局建設部長殿」に改める。

様式二の五中

県民局建設部地域維持管理課長殿

を

土木部長殿 土木部長殿

(県民局建設部経由) (県民局建設部経由)

題

題

題

に改める。

「

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県災害報告規則に定める様式による用紙は、当分の間、  
所要の調整をして使用することができる。

# 平成27年3月31日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県訓令第3号

序 中 一 般  
出 先 機 関

道路監理員等の任命に関する訓令（昭和四十四年岡山県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表道路監理員の項中「地域維持管理課、地域設計審査班」を「地域管理課、地域設計審査班、地域維持補修課」に改め、同表河川監理員の項中「地域維持管理課」を「地域管理課、地域維持補修課」に改め、同表の備考三中「地域維持管理課」を「地域管理課」に、「東備地域維持管理課、井笠地域維持管理課、高梁地域維持管理課、新見地域維持管理課、真庭地域維持管理課及び勝英地域維持管理課」を「東備地域管理課、井笠地域管理課、高梁地域管理課、新見地域管理課、真庭地域管理課及び勝英地域管理課」に改め、同表の備考中五を六とし、四の次に次のように加える。

五 この表において「地域維持補修課」とは、東備地域維持補修課、井笠地域維持補修課、高梁地域維持補修課、新見地域維持補修課、真庭地域維持補修課及び勝英地域維持補修課をいう。

### 附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。





# 平成27年3月31日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県告示第百八十七号

平成十六年岡山県告示第四百十七号（港湾施設における制限区域の設定等）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

本文中「第三条第一項第十一号」を「第五条第一項第十一号」に、「岡山県備前県民局建設部東備地域維持管理課」を「岡山県備前県民局建設部東備地域管理課」に改める。

### 附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

平成27年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第十九号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「審議監」を「産業戦略監」に、

局 長  
部 次 長

を

部 次 長

に、

所 長  
総 括 参 事

を

所 長  
次 長  
総 括 参 事

に、

課 長  
参 事

を

課 長

に、

総 括 参 事  
所 長（行政職給料表の六級の職に限る。）

を

総 括 参 事  
参 事  
所 長（行政職給料表の六級の職に限る。）

に、

農 林 水 産 総  
合 セ ン タ ー

所 長

五 種

を

# 平成27年3月31日 岡山県公報 号外

	五種
	81,900円

に改め、同表二の表中

別表第二ハの表中

六種
72,800円

を

生涯学習センター
次長

に改める。

生涯学習センター
次長 総括参事

を

次長 参事

に、

の項中

次長 総括参事 参事

を

農林水産総合センター 森林研究所
所長
副所長
五種
六種

に改め、同表教育委員会

森林研究所
副所長
八種

平成27年3月31日 岡山県公報 号外

六種	72,800円
----	---------

を

六種	70,100円
----	---------

に改め、同表ホの表中

五種	78,900円
六種	70,100円

を

六種	70,100円
----	---------

に改める。

五種	78,900円
六種	70,100円

別表第三ハの表中

六種	68,000円
----	---------

を

に改め、同表ニの表中

五種	76,500円
六種	68,000円

を

六種	66,300円
----	---------

# 平成27年3月31日 岡山県公報 号外

	五種	74,600円
	六種	66,300円

に改め、同表ホの表中

	六種	66,300円
--	----	---------

を

	五種	74,600円
	六種	66,300円

に改める。

## 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二十号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「審議監」を「産業戦略監」に、「並びに政策推進課、行政改革推進室」を、「庁舎管理班に属する者で庁舎管理の企画立案の事務を行うもの並びに政策推進課、行政改革推進室」に、「庁舎管理班に属する者で庁舎管理の企画立案の事務を行うもの並びに」を「並びに」に、「行政改革推進室、法制班」を「法制班」に改め、同部出先機関の項中「総務班及び地域総務課」を「総務班」に、

「  
環境保健センター  
所長 次長 総務課長 参事 総括  
副参事（人事の事務を行う者に限る。）  
を

「  
環境保健センター  
所長 次長 総務課長 総括副参事  
（人事の事務を行う者に限る。）  
に改め、同表

教育委員会の部教育庁の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。